

令和4年6月6日

指定避難所等の指定状況等の調査結果

災害対策基本法施行規則の改正により、指定一般避難所および指定福祉避難所が位置づけられるとともに、指定福祉避難所において受入対象者を特定・公示する制度が創設され、令和3年5月に施行されました。

この度、内閣府では消防庁と連名で地方公共団体における指定避難所等の指定状況等について調査（令和3年12月1日時点）を実施し、結果を取りまとめましたので公表いたします。

また、内閣府では消防庁と連名で地方公共団体に対して、別添の通り通知を発出いたしましたので併せて公表いたします。

1. 調査の概要

(1) 調査対象

全市町村（1,741 団体）

(2) 調査基準日

令和3年12月1日

(3) 調査内容

令和3年5月の災害対策基本法施行規則改正を踏まえた自治体の指定避難所等の指定状況等

(参考) 令和3年5月の災害対策基本法施行規則改正の概要

従前の「指定避難所」は、いわゆる一般避難所と、主として高齢者や障害者、乳幼児等の受入れが想定されるいわゆる福祉避難所について名称が定義されておらず、また、福祉避難所が指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障が生ずることが懸念された。

そのため、災害対策基本法施行規則を改正し、指定避難所の種別として「指定一般避難所」と「指定福祉避難所」を位置づけるとともに、指定福祉避難所ごとに、受入対象者（高齢者、障害者、乳幼児等）を特定・公示できる制度を創設した。（災害対策基本法施行規則第一条の七の二）

2. 調査結果概要

(1) 指定避難所

指定避難所は、災害対策基本法施行規則上、指定一般避難所と指定福祉避難所で構成される。

- ①指定避難所：81,978 箇所 (R2. 10. 1 時点：79,281 箇所 (+2,697 箇所))
うち、指定一般避難所：74,189 箇所 (90.5%)
指定福祉避難所：7,789 箇所 (9.5%) [図1]

- ②指定福祉避難所 (7,789 箇所) のうち、
受入対象者を特定している指定福祉避難所：6,736 箇所 (86.5%) [図2]

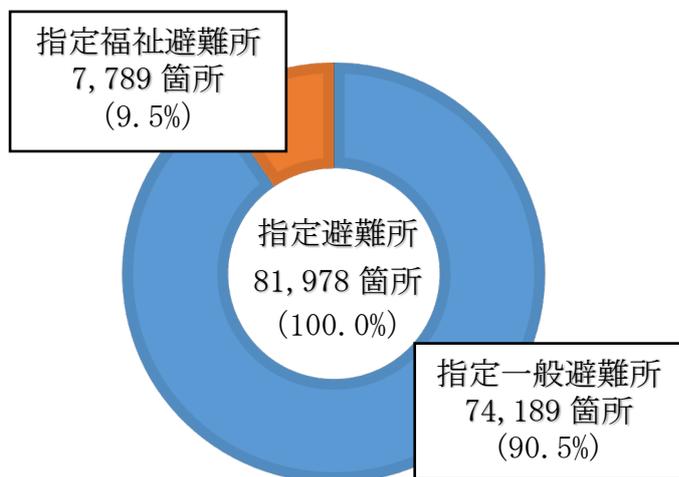


図1 指定避難所の内訳

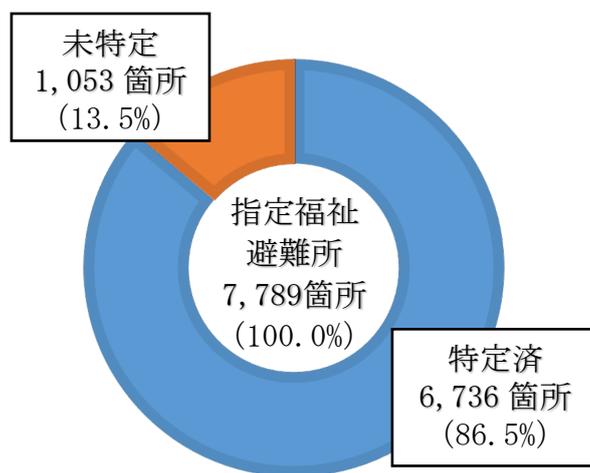


図2 受入対象者を特定している指定福祉避難所数

(2) 福祉避難所

福祉避難所は、災害対策基本法施行規則の規定に基づき市町村が指定した指定福祉避難所と、協定等により確保している福祉避難所 (※) で構成されている。

- ①福祉避難所：24,935 箇所 (R2. 10. 1 時点：24,750 箇所 (+185 箇所))
うち、指定福祉避難所：7,789 箇所 (再掲) (31.2%)
協定等により確保している福祉避難所：17,146 箇所 (68.8%)
[図3]

※ 災害対策基本法施行規則に基づき指定・公示された指定福祉避難所ではなく、市町村が協定等により確保している福祉避難所をさす。

本調査においては、令和3年5月20日以前に指定避難所として指定されていた福祉避難所のうち、調査時点（令和3年12月1日）において指定福祉避難所としての指定・公示がなされていない福祉避難所（1,957箇所）も含まれている。

これは指定福祉避難所となるためには、災害対策基本法施行規則の施行後に改めて、指定福祉避難所として指定し、名称、所在地等を公示することとしているため、指定・公示の手続きがされていない避難所は指定福祉避難所とならないことによる。

なお、これらの福祉避難所が当該施行規則に定める指定福祉避難所として指定・公示された場合は、指定福祉避難所となる。

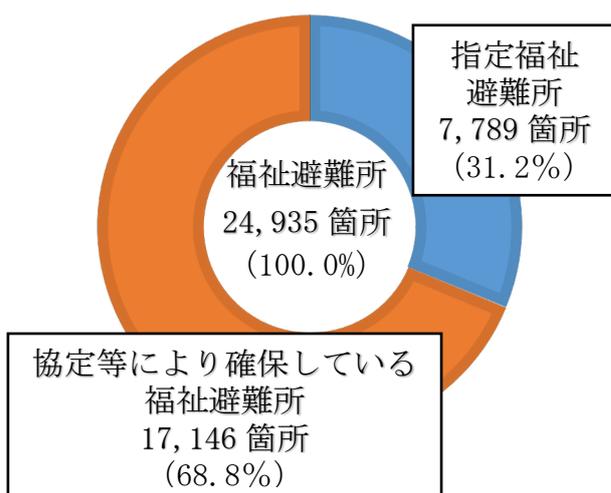


図3 福祉避難所の内訳

3. 内閣府の対応

本日、地方公共団体に対して、以下の対応を依頼する通知を发出。

- 新型コロナウイルス感染症の対策等として、避難所における十分な避難スペースの確保等が求められているので、想定される避難者数を勘案した上で、必要な場合には指定避難所の一層の指定に取り組まれない。
- 受入対象者の特定がなされていない指定福祉避難所について、特定を積極的に検討されたい。また、受入対象者を特定できる制度を活用して指定福祉避難所の指定を一層進められたい。

○ 協定等により確保している福祉避難所のうち、指定福祉避難所の基準に適合するものについては、指定避難所として指定及び公示を検討されたい。

特に、改正災害対策基本法施行規則が施行された令和3年5月20日以前に指定されていた福祉避難所のうち、指定福祉避難所としての指定・公示がなされていない福祉避難所については、速やかに指定福祉避難所として指定及び公示を検討されたい。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
伊藤、内田

TEL：03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

鈴木、青木、木本

TEL：03-5253-7525（直通）